

# 令和5・6年度小樽市競争入札参加資格審査申請要領

## 第1 競争入札参加資格について

### 1 資格の種類

#### (1) 建設工事（29種）

建設業法別表に掲げる建設工事の種類

#### (2) 設計等（7種）

測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料、道路除雪等業務

#### (3) 物品購入等（14種）

物品の購入、製造の請負、修繕（改造を含む。）、賃貸借、委託業務（測量委託、工事に係る調査、設計委託及び道路等維持業務を除く。）、役務の提供及び物品の売払い

（1）建設工事（29種）、（2）設計等（6種※道路除雪を除く）は、一般財団法人北海道建設技術センターが実施する北海道市町村入札参加資格共同審査を導入しているため、申請する資格の種類により申請先、申請期間等が異なりますので、ご注意ください。詳しくは、「第2 資格審査の申請について」をご覧ください。

### 2 資格の要件

#### (1) 基本的資格要件

次の①～⑥までのいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（ただし、特別な理由がある場合を除く。）
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- ④ 次のア～キのいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に3年を経過した者については、この限りではない。）
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ 前記ア～カの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑤ 小樽市税に滞納がある者
- ⑥ 消費税及び地方消費税に滞納がある者

(2) 資格の種類ごとの要件

- ・建設工事及び設計等（道路除雪等業務を除く）の資格審査基準日は次のとおりです。

|   | 申請受付期間                | 審査基準日     |
|---|-----------------------|-----------|
| 1 | 令和6年3月18日～令和6年4月12日   | 令和6年3月1日  |
| 2 | 令和6年4月15日～令和6年5月14日   | 令和6年4月1日  |
| 3 | 令和6年5月15日～令和6年6月14日   | 令和6年5月1日  |
| 4 | 令和6年6月17日～令和6年7月12日   | 令和6年6月1日  |
| 5 | 令和6年7月16日～令和6年8月14日   | 令和6年7月1日  |
| 6 | 令和6年8月15日～令和6年9月13日   | 令和6年8月1日  |
| 7 | 令和6年9月17日～令和6年10月11日  | 令和6年9月1日  |
| 8 | 令和6年10月15日～令和6年11月14日 | 令和6年10月1日 |
| 9 | 令和6年11月15日～令和6年12月13日 | 令和6年11月1日 |

- ・設計等（道路除雪等業務）及び物品購入等の資格審査基準日は次のとおりです。

|    | 申請受付期間               | 審査基準日     |
|----|----------------------|-----------|
| 1  | 令和6年2月1日～令和6年2月29日   | 令和6年2月1日  |
| 2  | 令和6年3月1日～令和6年3月29日   | 令和6年3月1日  |
| 3  | 令和6年4月1日～令和6年4月30日   | 令和6年4月1日  |
| 4  | 令和6年5月1日～令和6年5月31日   | 令和6年5月1日  |
| 5  | 令和6年6月3日～令和6年6月28日   | 令和6年6月1日  |
| 6  | 令和6年7月1日～令和6年7月31日   | 令和6年7月1日  |
| 7  | 令和6年8月1日～令和6年8月30日   | 令和6年8月1日  |
| 8  | 令和6年9月2日～令和6年9月30日   | 令和6年9月1日  |
| 9  | 令和6年10月1日～令和6年10月31日 | 令和6年10月1日 |
| 10 | 令和6年11月1日～令和6年11月29日 | 令和6年11月1日 |

ア 建設工事の資格要件

次の①から③のいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、申請する種別が29種のそれぞれの資格に対応する建設業の許可を有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上引き続き事業を営んでいること。
- ② 申請する種別のそれぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の審査基準日（決算日）が「3 資格の登録有効期間」の「建設工事及び設計等（道路除雪等業務を除く）の資格の登録有効期間」に示している資格有効期間初日の1年7か月前の直後の決算に対応したもので、申請する工種に対応する完成工事高があること。
- ③ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

## イ 設計等の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上（ただし、道路除雪等業務は5年以上）その事業を営んでおり、申請する種別によっては、次の要件が必要です。なお、地質調査、土木設計及び設備設計及び技術資料は、種別ごとの要件はありません。

### ① 測量

測量法による測量業者の登録を受けていること。

### ② 建築設計

建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。（ただし、建築設備のみの設計を業とする場合を除く。）

### ③ 道路除雪等業務

次の全ての要件を満たしていることが必要

#### I 除雪機械を保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること

地域総合除雪に必要な除雪機械（※1）のうち、いずれかを1台以上保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること

※1）地域総合除雪に必要な除雪機械とは、モーターグレーダ（ブレード巾 3.7m以上）、タイヤショベル（プラウ・バケット標準山積容量 1.2 m<sup>3</sup>以上）、小型ロータリ（搭乗式 40～130 p s）、大型ロータリ（搭乗式 200 p s 級以上）、ブルドーザ（16 t）、バックホウ（ホイール型 0.2～0.45 m<sup>3</sup>又はクローラ型 0.6 m<sup>3</sup>級以上）、砂散布装置付トラック（専用車含む。ホoppa容量 1.5 m<sup>3</sup>以上、トラックは 4 t 以上）のこと

#### II 除雪業務を履行する能力があること

次の全ての事項を満たしていることが必要

- ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
- ・資本金の額が300万円以上であること
- ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、次の要件を全て満たす者が1人以上いること
  - a 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること
  - b 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること
- ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者が1人以上いること

## ウ 物品購入等の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

また、営業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許認可、免許、登録等を受けていること。

### 3 資格の登録有効期間

- ・建設工事及び設計等（道路除雪等業務を除く）の資格の登録有効期間は次のとおりです。

|   | 審査基準日     | 資格の登録有効期間           |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 令和6年3月1日  | 令和6年5月1日～令和7年3月31日  |
| 2 | 令和6年4月1日  | 令和6年6月1日～令和7年3月31日  |
| 3 | 令和6年5月1日  | 令和6年7月1日～令和7年3月31日  |
| 4 | 令和6年6月1日  | 令和6年8月1日～令和7年3月31日  |
| 5 | 令和6年7月1日  | 令和6年9月1日～令和7年3月31日  |
| 6 | 令和6年8月1日  | 令和6年10月1日～令和7年3月31日 |
| 7 | 令和6年9月1日  | 令和6年11月1日～令和7年3月31日 |
| 8 | 令和6年10月1日 | 令和6年12月1日～令和7年3月31日 |
| 9 | 令和6年11月1日 | 令和7年1月1日～令和7年3月31日  |

- ・設計等（道路除雪等業務）及び物品購入等の資格の登録有効期間は次のとおりです。

|    | 審査基準日     | 資格の登録有効期間           |
|----|-----------|---------------------|
| 1  | 令和6年2月1日  | 令和6年4月1日～令和7年3月31日  |
| 2  | 令和6年3月1日  | 令和6年5月1日～令和7年3月31日  |
| 3  | 令和6年4月1日  | 令和6年6月1日～令和7年3月31日  |
| 4  | 令和6年5月1日  | 令和6年7月1日～令和7年3月31日  |
| 5  | 令和6年6月1日  | 令和6年8月1日～令和7年3月31日  |
| 6  | 令和6年7月1日  | 令和6年9月1日～令和7年3月31日  |
| 7  | 令和6年8月1日  | 令和6年10月1日～令和7年3月31日 |
| 8  | 令和6年9月1日  | 令和6年11月1日～令和7年3月31日 |
| 9  | 令和6年10月1日 | 令和6年12月1日～令和7年3月31日 |
| 10 | 令和6年11月1日 | 令和7年1月1日～令和7年3月31日  |

## 第2 資格審査の申請について

申請する資格の種類により申請先が異なります

### 1 【一般財団法人北海道建設技術センターが申請先となるもの】

- (1) 対象業種
  - ・建設工事
  - ・設計等（測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料）
- (2) 申請方法 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請
- (3) 申請先 一般財団法人北海道建設技術センター
- (4) 問合せ先 一般財団法人北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当  
電話（011）733-2322 ※土日祝日を除く9時から17時まで  
E-mail：[kyoshin@hoctec.or.jp](mailto:kyoshin@hoctec.or.jp)

※北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き、様式等はポータルサイトをご参照ください。  
ポータルサイトURL <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

### 2 【小樽市が申請先となるもの】

- (1) 対象業種 設計等（道路除雪等業務）及び物品購入等
- (2) 申請方法 書留郵便（一般、簡易問わず）による郵送又は持参により提出
- (3) 申請先 〒047-8660  
小樽市花園2丁目12番1号  
小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

※小樽市独自様式となります。小樽市ホームページよりダウンロードできます。建設工事の市町村統一様式による申請書類の提出はできません。

- (4) 提出書類及び記入注意事項等  
別表「設計等（道路除雪等業務）及び物品購入等申請提出書類一覧」を参照の上、作成し提出願います
- (5) 協同組合等の取扱い  
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）について、入札参加資格審査のうち、次のことについて取扱いが異なります。
  - ・資格要件  
当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数にかかる資格要件は適用されません。
    - ア 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合の証明を有するとき。
    - イ 中小企業等協同組合のうち、企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

### (6) 変更届について

申請内容に変更があったときは、小樽市ホームページから「競争入札参加資格申請内容変更届（様式18）」をダウンロードし、速やかに提出してください。

※建設工事、設計等（測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料）の登録に係る変更は一般財団法人北海道建設技術センターが手続先となります。

(7) 合併、会社分割及び事業譲渡の届出について

合併、会社分割及び事業譲渡が行われた場合は、小樽市ホームページから「競争入札参加資格者合併等届（様式19）」及び「入札参加資格承継申請提出書類チェック表（様式20）」をダウンロードし、速やかに提出してください。

※建設工事、設計等（測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料）の登録に係る場合は、一般財団法人北海道建設技術センターにお問合わせください。

### 第3 その他

1 競争入札参加資格者名簿登録通知書について

従前は、競争入札参加資格者名簿登録通知書を発送していましたが、全業種について、資格審査の結果については、市のホームページの名簿による掲載及び窓口での閲覧による公表となります。

2 問合せ先

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館5階

電話（0134）32-4111 工事・設計等担当 内線237、物品等担当 内線239

Fax（0134）23-0675

E-mail：keiyaku@city.otaru.lg.jp 小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp>